

資料

資格取得等についての要件の例

例	規定	概要							
資格取得要件									
弁護士資格認定	弁護士法第5条	次のいずれかの者 (1) 司法修習生となる資格を得た後、次の期間、次の職務に就いていること。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5年間</td> <td>簡易裁判所判事，衆議院議員，参議院議員，内閣法制局参事官等</td> </tr> <tr> <td>一定の学部，専攻科若しくは大学院における法律学の教授若しくは准教授</td> </tr> <tr> <td>7年間</td> <td>自らの法律に関する専門的知識に基づいて行う事務（企業法務従事者や法令の立案等をした公務員）</td> </tr> </tbody> </table>	期間	職務	5年間	簡易裁判所判事，衆議院議員，参議院議員，内閣法制局参事官等	一定の学部，専攻科若しくは大学院における法律学の教授若しくは准教授	7年間	自らの法律に関する専門的知識に基づいて行う事務（企業法務従事者や法令の立案等をした公務員）
		期間	職務						
5年間	簡易裁判所判事，衆議院議員，参議院議員，内閣法制局参事官等								
	一定の学部，専攻科若しくは大学院における法律学の教授若しくは准教授								
7年間	自らの法律に関する専門的知識に基づいて行う事務（企業法務従事者や法令の立案等をした公務員）								
(2) 特任検事に5年間就いていたこと。									
公認会計士の資格	公認会計士法第3条	次の3つ全てに該当すること。 ① 公認会計士試験合格者 ② 業務補助等の期間が2年以上であること。 ③ 実務補習を修了し，内閣総理大臣の確認を受けたこと。							
受験資格要件									
税理士試験の受験資格	税理士法第5条	次のいずれかの者 (1) 次のいずれかを通算3年以上の経験 ① 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税若しくは地方税に関する事務 ② 行政機関における政令で定める会計検査，金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務 ③ 銀行，信託会社，保険会社等における特定の貸付けその他資金の運用に関する事務 ④ 法人（国又は地方公共団体の特別会計を含む。）又は事業を営む個人の会計に関する事務で政令で定めるもの ⑤ 税理士若しくは税理士法人，弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士若しくは監査法							

		<p>人の業務の補助の事務</p> <p>⑥ 弁理士，司法書士，行政書士その他の政令で定める法律上資格を有する者の業務</p> <p>(2) 大学若しくは高等専門学校を卒業した者等で法律学又は経済学を修めたもの</p> <p>(3) 司法試験合格者</p> <p>(4) 公認会計士試験短答式試験合格者・免除者</p> <p>(5) 国税審議会が法律学又は経済学に関し(2)～(4)と同等以上の学力を有するものと認定した者</p>
医師国家試験の受験資格	医師法第11条	<p>次のいずれかの者</p> <p>(1) 大学医学部修了者</p> <p>(2) 医師国家試験予備試験に合格した者で，合格した後1年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの</p> <p>(3) 外国の医学校を卒業し，又は外国で医師免許を得た者で，厚生労働大臣が(1)・(2)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し，かつ，相当と認定したもの</p> <p>※ 医師国家試験予備試験は，外国の医学校を卒業し，又は外国で医師免許を得た者のうち，上記(3)に該当しない者であつて，厚生労働大臣が相当と認定したものでなければ，受けることができない。</p>
	<p>※ 歯科医師や獣医師についても，同様の規定により，同様の要件が定められている。</p>	

【参考】

〔受験資格要件のない資格試験の例〕

司法書士試験，公認会計士試験，弁理士試験

〔一定の学歴等により試験科目が免除される資格試験の例〕

公認会計士試験，弁理士試験，税理士試験

〔年齢制限のある試験の例〕 ※ 年齢制限のある資格試験は見当たらない。

国家公務員試験

(大卒程度試験) 21歳以上30歳未満の者(21歳未満で大学卒業又は卒業見込みの者。教養区分は20歳の者も受験可能)

(院卒者試験) 30歳未満で大学院修士課程又は専門職大学院を修了又は修了見込みの者